

【対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>(取引時確認等の措置)</p> <p>第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく取引時確認等の措置を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。</p> <p>2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) 取引時確認等の措置に係る規定</p> <p>(2) 取引時確認等の措置を的確に実施するための社内態勢</p> <p>(3) 取引時確認等の措置に係る規定の役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(4) 取引時確認等の措置が適切かどうかの検証方法</p> <p>(5) 役職員の採用にあたって、テロ資金供与やマネー・ロンダリング対策実施の観点からの選考基準</p>	<p>第1条 ～ 第5条 (同左)</p> <p>(取引時確認等の措置等)</p> <p>第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に基づく取引時確認等の措置(取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置)及びマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン記載の措置(以下「取引時確認等の措置等」という。)を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。</p> <p>2 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) 取引時確認等の措置等に係る規定</p> <p>(2) 取引時確認等の措置等を的確に実施するための社内態勢</p> <p>(3) 取引時確認等の措置等に係る規定の役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(4) 取引時確認等の措置等が適切かどうかの検証方法</p> <p>(5) 役職員の採用にあたって、テロ資金供与やマネー・ロンダリング対策実施の観点からの選考基準</p>
<p>第7条 ～ 第19条 (略)</p>	<p>第7条 ～ 第19条 (同左)</p>
<p>附 則 (平成19.12.19) ～ (平29.5.30) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平成19.12.19) ～ (平29.5.30) (同左)</p> <p><u>附 則 (平30.6.1)</u></p> <p><u>この改正は、平成30年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第6条を改正。</u></p>